

平成26年第1回定例会
斑鳩町議会会議録

平成26年3月25日
午前10時15分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（14名）

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	5番	伴吉晴
6番	紀良治	7番	嶋田善行
8番	小野隆雄	9番	中西和夫
10番	坂口徹	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

1, 欠席議員（1名）

4番 吉野俊明

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 大塚美季

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面巻昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	植村俊彦
福祉課長	本庄徳光	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
会計管理者	西川肇	教委総務課長	山崎善之
生涯学習課長	佃田眞規	上下水道部長	谷口裕司

1, 議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 3. 総務常任委員長報告について
- 日 程 4. 予算審査特別委員長報告について
- 日 程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日 程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 議案第 16 号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に
関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程 2. 発議第 1 号 「手話言語法」制定を求める意見書について
- 追加日程 3. 研修会への参加派遣について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前10時15分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

なお、吉野議員から欠席の通告を受けています。

よって、これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

11番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長（飯高昭二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会の審査結果について、ご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、3月14日、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果につきましてご報告をいたします。

初めに、本会議からの付託であります、（1）議案第5号 平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、理事者から説明を受けました。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に90万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ14億1,929万円にするものです。

その内容は、奈良県の流域下水道事業の予算補正及び繰越明許が行われることに伴う市町村負担金の補正についてとのことです。詳細につきましては割愛をさせていただきます。

委員より質疑をお受けしたところ、質疑・意見等はありませんでした。

本件についてお諮りしたところ、議案第5号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（2）議案第15号 斑鳩町公共下水道施設を安堵町住民の利用に供することについて、理事者から説明を受けました。

本議案については、斑鳩町阿波3丁目及び興留10丁目地内の行政界に隣接する安堵町笠目地区について、斑鳩町の公共下水道施設を利用することにより効率的に公共下水道を利用できることから、地方自治法第244条の3第2項の規定により、斑鳩町公共下水道施設を安堵町住民が利用し、同法同条第3項の規定に基づき斑鳩町と安堵町の相

互の議会の議決を経るものです。

また、本協定書案を締結することにより安堵町住民が斑鳩町の公共下水道施設を利用するにあたり、斑鳩町施設の利用及び維持管理に関して規定し、施設の利用を行うものとの説明がありました。

委員より質疑を受けたところ、質疑・意見等はありませんでした。

本件についてお諮りしたところ、議案第15号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)認定第1号 町道認定について、理事者から説明を受けました。

今回の町道認定路線は、開発道路の帰属による4路線の認定についての説明がありました。

委員より質疑を受けたところ、質疑・意見等はありませんでした。

本件についてお諮りしたところ、認定第1号については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについて、審査を行いました。

初めに、①公共下水道事業について、理事者から報告がありました。

最初に、下水道工事進捗状況については、主要な幹線管渠として2月の事前委員会で報告いたしました内容と変わりなく、各工事、順調に完了に向け進めております。また、面整備工事においても、同様に進められております。

続いて、公共下水道接続申請状況については、申請受付総数は2,895件、利用世帯総数は3,289世帯となっています。

次に、融資あっせん利用申請については、新たに1件の申請があり、また、平成25年度に入り2件、総数は43件となっています。

なお、浄化槽雨水貯留施設への転用申請については、事前委員会から変わってはおりません。

委員より質疑を受けたところ、質疑・意見等はありませんでした。

本件については、委員会として説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を受けました。

前回の委員会以降、特段に報告することがないとのことですが、いかるがパークウェイの工事が3月29日の稲葉車瀬区間の開通記念現地見学会に向けて鋭意工事が進めら

れており、現地見学会については、3月の広報とあわせてチラシを全戸に配布して周知しているとの報告がありました。

委員より、開通記念に当たり地元自治会に対してどのような説明をされているのかとの質疑があり、担当課より、3月7日に地元の自治会長さんに対し、開通記念について説明を行い、ご案内をさせていただいたとのことです。

次に、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者より報告を受けました。

前回の事前委員会以降に報告事項はないとのことです。

委員より、西側の部分の整備については現在どういう状況になっているのかとの質疑があり、西側については、以前に地権者全員の方が、全員の合意なしに事業を進めることは反対であるというような署名等があり、町のほうに要望されてきた経緯があります。また、その中で、特に代替地を条件とした、適当な代替地がなく、計画的に進めて行くという状況はないとの答弁がありました。

次に、3.各課報告事項についてを議題といたしました。

(1)観光・地域情報アプリケーションについて、理事者の報告を受けました。

このたび、観光振興の発展に向け、スマートフォンを利用した斑鳩町の名所や旧跡等の観光に関する情報を発信し、観光客の誘致を図り、地域経済の活性化につなげることを目的にアプリケーションの開発を行ったとの報告がありました。

委員より、維持管理体制や情報発信における職員間の連携などについて質疑があり、一定の答弁がされております。

次に、(2)議案第3号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について、当委員会所管に関することについて、理事者のほうから報告がありました。内容については割愛をさせていただきます。

委員より質疑をお受けしたところ、質疑・意見等はありませんでした。

ほかに理事者側からの報告として、1つ目は、先月の2月14日の大雪による農業用施設等の被災状況について、2つ目は、国道25号歩道設置事業について報告がありました。

以上、各課報告事項については終わり、次に、4.その他について、各委員から質疑・ご意見等についてお受けいたしました。

委員より、1つ、法隆寺南側の石畳の状況について、2つ、漏水認定の基準について、3つ、井堰の補修工事の内容と補助金の内訳について、4つ、法隆寺南側の三代川沿い

にある通学路の状況について、5つ、町営住宅高塚団地の住まいの状況などについて質疑があり、一定の答弁がされております。

次に、当委員会として都市基盤整備事業に関することについて及び委員会条例第2条第1項第3号に定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し出ております。

以上が、開会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いを申しあげ、以上で建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、開会中の3月17日、月曜日に、吉野委員が欠席、他の委員の皆さんは出席のもと、委員会を開催いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、1番目に、付託議案について議題といたしました。

その1、議案第1号 斑鳩町空き地の適正管理に関する条例についてですが、各課報告事項の1にあります斑鳩町空き地の適正管理に関する条例施行規則につきましても、本条例と関係するものとして、合わせて説明を受けることといたしました。どちらも、最後にある要旨に基づいて説明がされました。

委員からは、1つとして、対象となる件数はどれくらいあるのか。そのうち悪質なものであったり住宅密集地の状況はどうなっているのか。2つとして、空き家のほうの条例などの進行状況について。3つとして、空き地の雑草などの連絡をしても応じてもらえない理由はどのようなものなのか。4つとして、何年も続いて放置してある箇所について。5つとして、申入書送付からどのぐらいの期間で勧告・命令が行われるのか、それらの事務の流れについて。6つとして、代執行や緊急安全措置を行った場合の費用の徴収についてなどの質疑・意見があり、一定の答弁がされております。

2番目として、議案第4号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、議案書に基づき歳入歳出それぞれの補正について説明を受けました。

委員からは、1つとして、4月からの70歳から74歳の医療費窓口負担について。

2つとして、国保税への一般会計からの繰入れについて、また、県単一となるまでの赤字の補填についてなどの質疑があり、一定の答弁がなされています。

3番目として、議案第6号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案書に基づき歳入歳出それぞれの補正について説明がされました。

委員より、1つとして、基金の利子の増額は普通預金のものなのか。2つとして、パソコンのソフト改修の国の補助金について。3つとして、25年度の基金残高の見込みについてなどの質疑・意見があり、一定の答弁がされております。

4番目に、議案第7号 平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案書に基づき歳入歳出それぞれの補正について説明がされました。

1つとして、特別徴収、普通徴収ともに保険料が増額となった理由についての質疑があり、これについても一定の答弁がされております。

以上、町から提案をされました4件の付託議案につきましては、全て満場一致で可決すべきものと決しました。

付託議案の5つ目ですが、陳情第1号 安全・安心の保育運営を求める陳情書についてを議題といたしました。この陳情書につきましては、同じものが町にも提出をされていることから、まず、町はどのように考えているのかを聞き、町長から一定の考え方が示されました。その後、委員皆さんからの質疑・意見をお受けしたところ、1つとして、あわ保育園、たつた保育園の過密状況の違いについて。2つとして、各年齢の保育士の配置基準と斑鳩町の現状について。3つとして、1歳児の保育士配置基準が変更になった経緯について。4つとして、新たな子ども・子育て支援制度での保育士の配置割合の考え方について。5つとして、子どもの増減の動向をどう見ているのかについて。6つとして、今ある施設の有効利用について。7つとして、民間活力の導入による保育所整備は基本として取り組まれないと思うが、3歳未満の子どもの在宅保育はどの程度になっているのか。8つとして、広域入所の実態はどうなっているのか。9つとして、過密状況の中で子どもたちの運動量について。いろいろ、委員皆さんからご意見をいただきました。

陳情書には2つの項目があげられているものの、1つ目につきましては、町長も26年度中に私立の誘致に努めるといような発言もございましたので、委員皆さん方からも、社会福祉法人や学校法人初め民間から手を上げてもらって、町立保育園の過密状況や待機児童や無理な広域入所を解消する方向が望ましいというのが大方の意見でした。

また、2つ目につきましては、斑鳩町では幼児組に複数担任制もとりながら、早朝や

延長保育の先生方を確保する中で、保育士の採用もなかなか大変であることと財政的なことから現状を維持することで精一杯なのではないかという意見が多数を占めました。このことから、1項目ずつの判断をしていただくことにし、採択についてお諮りをしたところ、1項目めについては趣旨採択、2項目めについては不採択という形で、部分的な趣旨採択と満場一致で決しました。

続いて、6つ目ですが、陳情第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書について議題としました。質疑・意見など、各委員からお聞きしたところ、1つについては、言語法制定となると町がどのような準備をしなければならないか。2つとして、相手とのコミュニケーションが取れるようにすること、不利益をこうむらないようにすること、広く町民に認識していただくことなどを推進すべきである。3つとして、外出したときなどの情報の伝達は大変重要である。4つとして、手話への理解が深まることを望んでいる。町もさらに努力をされたい。こういう質疑・ご意見があり、全委員がこの採択に賛成というふうに決しましたので、意見書の文案を示し、委員会として最終日に提案をさせていただくことに決しました。

次に、2番目の継続審査についてを議題とし、1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、ごみ積替え施設が順調に稼働し、ごみの減量化・資源化の推進が図られていることの報告を受けました。

委員から、バイオマスタウン構想の今後の展開についての質疑があり、一定の答弁がされています。

以上、一定の審査をしたということで終わりました。

3番目に、各課報告事項についてを議題といたしました。

1つ目は既に、最初の付議議案のところで終わっております

2つ目は、後期高齢者医療の保険料の改定についてですが、2年毎に、おおむね財政の均衡が保たれるように料金改定が行われます。2月21日開催の奈良県後期高齢者医療広域連合議会において、平成26年、27年度の保険料が決定をされ、所得割額、現行の8.1%から8.57%に、均等割額が現行の44,200円から44,700円に改正するという報告がありました。

これにつきましては、特段の質疑はありませんでした。

3つめとして、議案第3号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）のうち、当委員会所管に関することについて報告を受けました。

委員からの質疑は特段ありませんでした。

その他の報告として、1つとしては、国保医療課から、国民健康保険税の課税限度額の改正について、低所得者に対する保険税軽減についての報告があり、これについては、特段の質疑はありませんでした。

2つめとして、福祉課から、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について報告がされました。これはあくまでも消費税が上がることについての臨時的な措置をとられるということです。対象者数について質疑があり、一定の答弁がされております。

続いて、4番目のその他について、委員からの質疑・ご意見をお受けしたところ、保育所の送迎の車の誘導など、保育士がしているが、保育士の処遇改善などを視野に入れた保育士の確保についての意見がありました。

続いて、閉会中の継続審査についての手続きをすることを確認して終わりました。

以上が、開会中に行いました委員会の概要です。詳細につきましては会議録にまとめておりますので、ご覧いただけますようお願いをして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

14番、木澤委員長。

○総務常任委員長（木澤正男君） それでは、3月18日に総務常任委員会を開催いたしましたので、その概要について報告させていただきます。

初めに、本会議からの付託議案であります、議案第2号 斑鳩町社会教育委員定数等に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、斑鳩町として特色ある基準を設けることについて検討されているかとの質疑があり、一定の答弁がされています。

本件についてお諮りしたところ、議案第2号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、西和消防組合財政調整基金還付金の受入れと奈良県広域消防組合負担金が昨年比で増額になっている関係について、橋りょう維持費が増額になっていることについて質疑があり、一定の答弁がされています。

本件についてお諮りしたところ、議案第3号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査案件であります、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、担当課長より、藤ノ木古墳の石室特別公開を5月4日と5日に行う予定であること、また、史跡中宮寺跡の整備について、実施設計がまとまり、整備工事費の総額がおよそ3億2千万円になること、また、奈良大学と協働で斑鳩大塚古墳の範囲確認の調査を行い、その成果を3月24日に報道発表し、30日に現地説明会を行う予定であることなどの報告がされました。

質疑をお受けしたところ、史跡中宮寺跡の整備について、実施計画全体の説明をしてほしいとの要望があり、理事者より、次回の総務委員会で資料を提出するとの答弁がありました。

以上が、継続審査案件に関する審査の概要です。

次に、各課報告事項についてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、まず1点目に、斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長より、消防団員の処遇改善を図るための法改正があったため条例改正を行うこと、また、政令の公布日が平成26年3月7日であったため、本会議上程は最終日の3月25日を予定していることなどの報告を受けました。

質疑をお受けしたところ、委員より、非常勤消防団員の退職報償金はどこで定められているのかとの質疑があり、理事者より、政令で定められているとの答弁がありました。

次に、2点目として、臨時職員の賃金の改定について、担当課長より、前回の委員会で指摘のあった部分を整理して再提出する旨の報告がありました。

次に、3点目として、斑鳩町の財務書類（平成24年度決算）について、担当課長より、平成24年度決算に基づく斑鳩町の財政状況等について、資料に基づき、そのポイントについて報告がありました。

質疑をお受けしたところ、委員より、一部事務組合との連結のあり方と将来的な見通しについて質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。

次に、4点目として、町有地の売払いについて、担当課長より、阿波2丁目地内、大字法隆寺地内にある2つの町有地について、一般競争入札による売払いを予定していたが、申込受付期限までに申込者がなく、入札を取り止めることとした。なお、これらの売払いについては、他の自治体での対応を聞き、参考にしながら今後も進めていきたいと考えているとの報告がありました。

質疑をお受けしたところ、委員より、今回入札が成立しなかったことに対する意見とともに、他の遊休地に対する考え方について質疑があり、理事者より一定の答弁がされ

ています。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、委員の皆さんにお聞きしたところ、委員より、地域交流館について、30人学級について、広域消防負担金の内訳について質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。

以上でその他についても終わり、最後に、閉会中の継続審査案件について確認をして終わりました。

以上が、開会中の総務常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめておりますので、ご一読いただきますようお願いいたしまして、総務常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4、予算審査特別委員長報告について、予算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

10番、坂口委員長。

○予算審査特別委員長（坂口徹君） 去る3月10日、12日、13日の3日間にわたり、本会議から付託を受けました議案第8号 平成26年度斑鳩町一般会計予算について、議案第9号から議案第14号までの各特別会計及び水道事業会計予算について審査を行いましたので、その概要と審査結果についてご報告いたします。

まず初めに、一般会計予算総括及び歳入全般について説明を受け、その後、一般会計歳出の款及び各特別会計ごとにそれぞれ説明を受けた後、質疑を行って、審査を進めました。

各委員からは、多岐にわたり数多くの質疑また貴重なご意見、ご要望がございましたが、全てご報告できませんので、ここでは報告を省略させていただきます。

後ほど会議録に整理をさせていただきますので、ご覧いただければ幸いです。

審査の結果でございますが、議案第8号 平成26年度斑鳩町一般会計予算については、賛否の討論の後、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。また、議案第9号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第10号 平成26年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、議案第11号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、議案第12号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、以上4議案については、満場一致で可決すべきものと決しました。

また、議案第13号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算については、

賛否の討論の後、賛成多数で可決すべきものと決しました。

また、議案第14号 平成26年度斑鳩町水道事業会計予算については、満場一致で可決すべきものと決しました。

委員の皆さまには、長時間にわたり終始熱心に審査を賜りましたことにお礼申し上げます。また、理事者の皆さまには、委員皆さまからいただきました貴重なご意見につきまして、真摯にご検討いただき、今後の行政運営に反映させていただきますことをお願い申しあげまして、簡単ではございますが委員長報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第1号 斑鳩町空き地の適正管理に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第2号 斑鳩町社会教育委員定数等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第3号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第4号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4

号) についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第5号 平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第6号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第7号 平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第8号 平成26年度斑鳩町一般会計予算についてお諮りいたします。

本案については、予算審査特別委員会において、先ほどの委員長報告のとおり、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しましたが、里川議員ほか1名から、お手元に配布いたしております修正動議が提出されております。したがって、これを本案と合わせ

一括議題といたします。

動議提出者の説明を求めます。

13番、里川議員

○13番（里川宜志子君） まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第8号平成26年度斑鳩町一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の2及び会議規則第17条第2項の規定により別紙のとおり修正案を添えて提出します。

平成26年3月25日

提出者

木澤 正男

里川 宜志子

この修正案を出させていただくに当たりましての趣旨といたしましては、少子化が進む中、子育て世代の切実な願いに何としても応えていきたいというふうに考え、学童保育の時間延長を行っていただき、働きながら安心して仕事ができる、育児ができる、こういう環境をぜひ充実させていきたい。ひとり親の家庭であっても自分の能力を高めるためのステップアップもぜひして行っていただきたい。そのための財源は、平成26年度の事業を見直すことなどにより捻出することができると考えました。また、不要と思われる事業については、予算の減額を行うことを提案したいと思っております。

この議案書の細かいところにつきましては、もう既に皆さんのお手元にお配りをさせていただいておりますが、大きく、歳入歳出それぞれ説明をさせていただきたいと思っております。

歳入につきましては、県支出金を92万4千円増額をします。その1つとしては、学童保育指導員の賃金139万円のうち、国、県より3分の1ずつ補助がつき、県支出金による受入れをしているため、92万6千円を増額することができます。

2つとして、なかまの本は、中学校での購入分については2分の1の補助がつき、県支出金により受入れをしているため、2千円削減をします。

繰入金20万6千円を減額します。平成26年度の事業の見直しにより、不要となった一般財源20万6千円を財政調整基金繰入金から減額をすることができると考えます。

また、歳出につきましては、総務費を16万2千円減額する。人事考課制度は、公平性、公共性、こういったものの観点から、以前より好ましくない、ふさわしくないというふうに申しあげてきた経緯もございますが、この導入に向けた取り組みに係る16万

2千円を全額削除するものとしたします。

民生費を138万2千円増額する。その1つとして、県人権保育研究集会は、毎年、特定の団体が主催しておられ、内容的にも問題があるために、公費での参加はふさわしくないのではないかと考えております。8千円全額削除をできると考えます。

2つ目としましては、学童保育は、時間延長を求める保護者の声に応え、保育園と同じく午後8時までの時間延長に係る人件費139万円を増額とさせていただきます。

土木費を48万7千円減額する。いかるがパークウェイはいまだ住民合意が得られていない地域がある事業であるため、沿線住民の意向を無視して進めるべきではありません。また、県道高田斑鳩線から東側は住宅密集地であることから、現在の社会情勢を鑑みても、現実問題として整備不可能だと考えています。国道25号線の渋滞解消策としては現計画の見直しが必要であり、パークウェイ推進関連予算48万7千円は全額削除とさせていただきます。

教育費を1万5千円減額します。その1、これも「なかま」の本にかかわる金額です。他の教科書と比較しても利用頻度が低い、なおかつ特定の団体が発行している、こういうものを購入し続けていく必要性がいまだ、以前からずっと申しあげてきておりますがいまだ続いているということについては理解できないために、購入費用1万5千円は全額削除とさせていただきたいと思えます。

以上、歳入歳出について、大きな点で今、説明をさせていただきました。お手元にお配りの議案書につきまして、細かい項目ではもう少しいろいろなところでの増減をさせていただいておりますが、以上をもちまして提案説明とさせていただきます。どうぞ皆さまにはご理解いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今の提出者の方の説明をお聞きしまして、少し疑問に思った点があるんです。

といいますのは、歳入のほうで、学童保育指導員賃金139万のうち国、県より3分の1ずつ補助がつき、県支出金により受け入れをしているため92万6千円の増額をすると、このように書いておられて、もっともだと私も一瞬思ったんですが、もう国会の予算も確定しました。県議会も本日で最終日となって、予算も確定しております。そういう状態の中で、斑鳩町が仮に修正案で学童保育指導員を1人ふやして、139万ふやしていますので、県支出金を例によって3分の1ずつということで要求しても、私は、

これは、行政間のことでできないのじゃないかなと、そのように単純に思いますが、この点について、修正案の方はできるとおっしゃっているんですが、こういう予算の組み立てというのですけれど、これらは行政として可能なんですかね。その点、教えてもらいたいなと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 当該事業に係ります国の補助申請、それから県の補助申請というのは年度入ってからになりますので、理屈の上では可能かというふうに思っています。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 理屈の上ではというワンクッションを置かれましたので、その意味が私はちょっと思うんですがね。やはり町の予算査定についてもやはりいろいろな要望からの中でこれだけいけると。当然、町としては、この学童保育指導員をふやすという方針は、昨年も同じようにいろいろ議論、修正案で議論させていただいたしね、このことについては担当の常任委員会にもふやすというようなことを説明されておられないし、また、そういう話もされていないと思います。その上で、昨年の修正案に対する反対意見も私も申しあげましたが、状況ではふやすことはしないということで町はされていると思うんです。

だから、当然そのことでこの予算編成のときには、担当というんですかね、担当のほうではふやさないということでされていることで、仮にね、修正案でできるかもしれないというのでしたら、これは歳入として上げるものではないんじゃないかなと。後でいろいろなことを手当てしなければいけないのでは、修正案として、私は適当ではないんじゃないかなと、そういう意見を申しあげておきます。

以上です。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案を一括して討論を行います。

初めに、原案に賛成の議員の意見を求めます。

12番、辻議員。

○12番（辻善次君） それでは、平成26年度斑鳩町一般会計予算について、原案に賛成する立場から意見を申しあげます。

本町を取り巻く環境は、バブル経済崩壊後、長引く景気低迷からようやく回復が見られつつあるものの、まだまだ地方では実感できない状況にあります。また、斑鳩町では、高齢化率が既に25%を超え、平成32年には32%に達する見込みで、本格的な超高齢社会に到来するものと予測されます。

さらに、本年の4月からの消費税率が引き上げられることが決まり、これと並行して、社会保障を充実・安定させるため、改革が国において進められようとしています。

今後、住民の最も身近な行政として、こうした動きに充分注視し、住民生活の安定を最優先的に考えた行政サービスを継続的・効果的に進めなければならない市町村の責任は、ますます重たいものとなっています。

こうした状況の中、平成26年度一般会計予算案は、住民一人ひとりの暮らしの安全と安心を守るという強い意志のもと、厳しい財政状況の中、これまでの取組みを後退させることなく予算編成をされています。

その一例を見ますと、未来への投資である子育て環境の充実として、新たに乳幼児B型肝炎ワクチンの接種費の助成に取り組まれるとともに、中学生3年生までの子ども医療費助成の継続などに努められています。

また、環境にやさしいまちづくりとして、新たに空き地の適正管理を初めスズメバチ被害防止対策、小型家電の資源化に取り組まれるとともに、小学校から順次進められる照明器具のLED化についても対応されています。

次に、災害に強い安全と安心のまちづくりとして、溜池を治水利用する整備を進められるとともに、ソフト面において、新たにエリアメールや命のパスポートなどに取り組まれています。

次に、地域資源の活用と地域の活性化として、法隆寺周辺地域において、本町の魅力ある歴史的な町並み維持を図りながら、観光まちづくりに資する「まちなか観光」に推進されるとともに、史跡中宮寺跡の史跡の公園整備について本格的に着手され、歴史的な文化資源の保全と活用をめざされています。

以上のことから、平成26年度一般会計予算は、本町の素材をしっかりと生かした、住民の生活と健康の安全と安心の確保に努める予算を編成されたと考えています。

また、修正案の内容は、いかるがパークウェイの関連予算など減額し、学童保育の午後8時まで延長を求めてられています。予算規模が一応82億8千万の中で、今現在71万8千円の修正ということで出されていますけど、本来この予算の対する修正案というのはもう少し大きな枠で考えながらやっぱり修正をお願いしたい。今、大阪府で

も修正案を出されて可決されていますけども、これはもう施策的にいろいろとやっぱり施策あります。施策は違いますが、やはりもう少し大きな枠でとらえながらの修正案をとということをお願いしたいと思います。

また、個々については、いかるがパークウェイについては、一般国道25号の本町市街部の交通混雑の緩和、交通安全の確保と本町の活性化を図るために計画された道路です。

本道路は、歴史・文化のまちづくりに調和した、斑鳩らしい新しいみちづくりとなるよう整備が進められており、平成16年3月、小吉田モデル区間0.4キロメートルが供用開始され、本年3月30日には、小吉田から稲葉西間0.7キロメートルが開通されます。

このような形としてあらわれつつある中で、本町の幹線道路として交通混雑の緩和や自然災害発生時の避難路や緊急輸送路の役割が期待されており、着実に整備が進めていかなければならない事業であります。

また、その整備にあたっては、いかるがパークウェイ推進協議会を設置し対話の場を設けるとともに、パンフレットなどによる広報やアンケートによる意見募集など行政と地域住民との双方向のコミュニケーションを築く中で進められており、修正案には削減しようとするいかるがパークウェイの関連予算は、地域住民の対話を進めていくために大変重要な予算となっています。

また、反対者が、大和高田、やま高線から東側については難しいということをおっしゃっていますけども、まだ、三室から大和高田線まで、まだ開通しておりませんので、今後やっぱりそういうことも十分念頭に置きながら、やっぱりこういう推進協議会を必要だというふうに考えています。さらに全線がいち早く開通できるように強く要望しておきます。

一方、増額しようとする学童保育の午後8時までの延長は、本町では、通常日が放課後から午後6時30分まで、土曜日、長期休業日においては午前7時45分から午後6時30分まで運営されており、その水準は県内市町村でも非常に進んでおり、財政状況が年々厳しさを増す中で、各般の施策の対応を見きわめた上で限られた財源を配分し、その内容は充実したもので、現時点では十分に対応されていると考えております。

さらに、職員の人事考課制度は、職務の改善や能力を高めていく重要な制度であり、職員の資質が向上されることにより、行政サービスがより充実していくものと考えております。

最後に、今後の町財政を見ますと、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療など社会保障への繰出し、そして、公共下水道への繰出しなど財政負担の増加は避けられず、財政収支は悪化するものと見込まれて、その厳しさは年々増しています。

そうしたことから、事務事業の選択や優先順位を明確にして対応することはもちろんのこと、行政サービスの維持・向上を図るには、受益と負担についての検討も必ず必要となってくると考えております。

これらを一つひとつ住民に丁寧に説明され、ご理解を得る中で進められることをお願いいたします。また、議案第8号 平成26年度斑鳩町一般会計予算についての原案賛成の意見といたします。

議員皆さまのご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（中西和夫君） 次に、修正案に賛成の議員の意見を求めます。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、議案第8号 平成26年度斑鳩町一般会計予算に対する修正案に賛成し、原案に反対の立場から意見を申し上げます。

まず、修正案に対してですが、学童保育の時間延長を実施することがメインの内容となっています。この点については、学童の保護者会からも時間延長の要望が出されています。現在、保育園では、午後8時まで子どもを預かってもらえるので安心して働けるが、保育園を卒園した途端に働き続けることが困難な状況になってしまうので改善してほしいという保護者からの切実な声があります。

現在の社会情勢として、雇用の非正規化がはびこり、若い世代では、夫婦共働きでないと生計を立てていけない家庭がほとんどです。さらに、女性の社会進出を促進することからも、働きながら子育てできる環境整備が大切だと考えます。

しかし、核家族化が進み、近くに頼れる身内がないなど、どうにもできないという家庭が存在し、私は、そうした家庭に対して、町が制度を充実し、今の社会状況のもとでもしっかりと仕事と育児を両立できるよう支援をする必要があると考えます。

お隣の三郷町では午後7時まで、平群町では午後7時半まで、今年の4月から学童保育の運営時間を延長しています。近隣の町では、こうした対応を既に始めているのに、子育て支援に力を入れている斑鳩町がなぜできないのか、一番の問題は、町長の認識にあると思います。この間、何度か議論をしてきましたが、町長は、親子が一緒に過ごす時間を確保することが大事だという趣旨の答弁を繰り返しています。しかし、それが物理的にできないから行政の支援を必要としているのに、なかなか理解しようとしてくれ

ていません。私は、町長の答弁は、質問に対する答えになっていないということを再度指摘しておきたいと思います。そして、町長が理解を示してくれれば、予算的な問題や体制を見直して指導員を確保するという問題はクリアできると考えています。その点では、町長の理解を強く求めておきたいと思います。

次に、歳出の削減に上がっている項目については、提案者の説明にありましたのと私も同意見でございます。その中でも特にかかるがバイパス、パークウェイについては、いまだ住民合意が得られていない地域があり、沿線住民の意向を無視して進めるべきではないと考えます。最近、町長は、委員会の閉会挨拶の中で、私、木澤がバイパス反対から推進に変わったかのような言い方をされますが、全くそんなことはありません。私ははっきりと反対の立場です。特に、県道大和高田斑鳩線から東側については、全く見通しも立たないものであり、住民合意のない計画を推し進めるのではなく、変更すべきだと考えています。

続いて、原案に対してですが、平成26年度については、4月から消費税が8%に引き上げられる、また、介護保険や国民健康保険、年金など福祉の分野では制度が改悪され負担増となるなど、住民の暮らしがますます大変になる中で、国の悪政から住民の暮らし、福祉をどう守るのか、予算編成に当たっては、町の姿勢が鋭く問われていると感じています。基本的には、限られた財源の中で苦勞して編成されていることもよくわかり、評価できる部分もありますが、新年度予算を審査する中で感じた主な問題点について、幾つか申しあげておきたいと思います。

まず1点目として、消防広域化の問題です。これについては、既に広域消防の規約等がさきの議会で議決されており、新年度からは広域消防としてスタートするという段階です。新年度予算の中で、奈良県広域消防組合負担金として、3億1,462万8千円が計上されていますが、今年度の、平成25年度の西和消防組合負担金2億9,198万8千円と比較して、2,271万円増加しています。その内訳について総務委員会でお聞きしますと、以前には説明していただいていた部分や以前に説明をお聞きしたこととは違う形で運営されている部分があるなど、広域化の議論の中で申しあげてきた懸念が早速形となってあらわれてきていると感じました。広域化により、通信や総務部門などが統合され、消防職員の総数が減っても現場の人員は増強されるという説明とともに、今後は、退職する職員よりも採用する職員を少なくし、効率的な運営によって経費も節減できるとの説明を受けてきましたが、今回、西和区域では、5人の退職者に対して9人新たに職員を採用しており、この人件費については、今後も経常経費として計上

され、斑鳩町から支出している負担金がふえる要因となります。

本来、地域の消防力を充実するという観点からすると、国を基準に照らしても足りていない消防職員をふやすということについては、予算措置もし、計画的に充実を図っていくべきだと考えます。

しかし、当初、県が説明していたことと実際の運営とは異なってきており、人間的に効率化しながら充実が図れるという当初の県の説明は、信用できないものだと感じています。

また、当初の議論の中で、広域化された後の各自治体の負担がどうなるのか、具体的な金額で示してほしい、それもわからないまま、性急に広域化を進めるべきでないといった意見を申しあげてきましたが、今回、負担増の中には、基金取崩し分がないため負担がふえるという説明がありました。昨年度は西和消防組合が持っていた基金を取り崩していたため西和各町の負担金が通常より低い金額で計上されていたということも、今回の説明で初めて聞いたものです。なぜ、事前にそういう説明がなかったのか。広域化された後で、予算計上された段階になって、実はそうになっていたと後付けのように説明されると、非常に不信感を抱きます。

今後、広域消防として運営がされる中で、きちんと協定書の約束を守った運営が行われているか、また、協定書にないことについては、加入自治体や議会にも相談しながら丁寧に運営していただき、県主導で町が知らない間に物事が決まっていたというようなことがないように、しっかりとチェックしていただき、問題点については、町から県に対して、また、広域連合の会議等でもきちっと声を上げていただきますようお願いいたします。

次に、2点目として、社会保障・税番号システムについてですが、今回、システム改修の費用については、交付税算入も含めて基本的に国が出すことになっているようですが、この番号制度の運用については、政府みずから認める危険性も含め、大きく3つの懸念があるとされています。

1つは、さまざまな個人情報が一元管理され、国家による監視、監督、特定の国民の選別などに利用されるのではないかとといった懸念や、2つ目は、個人情報の漏えいや、集約された個人情報によって、本人が意図しない形の個人像が構築されたり、特定の個人が選別されて差別的に取り扱われたりするのではないかとといった懸念、3つ目は、不正利用または改ざん等により、財産その他の被害を負うのではないかとといった懸念があるなど、こうした中で、国からの法定受託事務ではありますが、地方自治体にどこまで

の責任があるのか、また、情報漏えい防止のためや不正利用等の防止のために町としてどこまでのことができるのか、また、住基ネットの費用対効果が非常に低い中、似たようなシステムを導入することに果たしてメリットはあるのかという点などについて、問題意識を持ってこのシステムについて考えていただきたいと思います。

また、町としては、現在あるパコちゃんカードを廃止して、番号制度のほうに移行していくという方向性を示していますが、こうしたさまざまな問題点がある中、制度の利用がどこまであるのかという点から考えても、私は、このシステム導入については賛成できるものではないと考えます。

次に、3点目として、職員の人員確保の問題についてですが、今年度も、退職者数に対して採用が下回るという結果になっています。いろいろ工夫はされているようですが、結果が伴っていない点が非常に残念です。平均して1人か2人採用者数が上回るようにしたいという思いで試験も行っておられるかと思いますが、見込みが甘いのではないのでしょうか。

昨年度、安堵町では15人程度新規で職員を採用したという話をお聞きしましたが、斑鳩町でももう少し採用の規模をふやすということも検討するべきだと考えます。このままでは、住民サービスが維持できなくなるという問題点とともに、職員一人ひとりの業務量がふえ、過重負担に拍車がかかります。

昨年度の予算に対する討論の中で、残業時間の問題について取り上げましたが、厚生労働省が過労死ラインと決めている80時間、100時間を大幅に超えて残業をしている、そうした職員の方がおられる実態など改善を求めましたが、その点についても、いまだ人員も補充されず、この残業の実態についても改善されていない状況だと思います。

さらに、代休について、消化率が非常に悪いという話も少しお聞きしています。この代休というのは、土日などの休日に出勤し、その振りかえに休みをとるものですが、この代休が消化されていないということは、無給で労働をさせているということにつながり、これは法律的に問題があるのではないかとすることも考えますので、町として、きちんと実態を把握して、改善に努めていただきますようお願いをしておきます。

あわせて、こここのところ、職員の皆さんの賃金カットが続いており、斑鳩町の職員として働く魅力がどんどんと失われている気がしてなりません。せっかく入った若い職員が数か月でやめていくといったことも、この間、続いています。能力がある人がより条件のいい職場を求めるといったこともあるのかなとは思いますが、私は、過酷な条件や賃金カットなどで職員がやりがいを見出せなくなっている状況があるのではないかと重

く受けとめています。ですので、職員が減り続ける状況の改善は、待ったなしの課題だと認識し、対策を検討していただくことを強く求めておきます。

そして、もう1点気になるのは、人材が確保できないことを理由に、この間、幾つかの部門で民間委託が行われてきました。予算審査特別委員会でも、すぐにではないと言っていました。保育所の民間委託についてもにおわすような発言が副町長からありました。本来、町が責任を持って行うべき事業が、そうしてなし崩し的に民間委託へ移行していくなどということがあってはならないと考えています。この点は非常に気になったので、厳しく指摘をしておきたいと思います。

また、先ほど、原案に対する賛成討論者から、修正案の規模の点について言及がありましたが、私は、提案者の1人として、今回、原案になるべく大きな変更のないような形で、それでいて優先度の高いものをとということで修正案を提案させていただいています。提案するに当たっては、財源をどうするのかという点でも明確に示す必要があることから、金額の大きなものとなると、それだけ提出は困難になってしまうという状況がつかられ、金額の大きい少ないで物事をはかるべきではないと考えます。

以上、幾つかの点について申しあげましたが、住民が安心して暮らせるまちとして、今後も職員の皆さまにおかれましては、住民サービスの維持・向上に努めていただきますようお願いいたしまして、修正案に賛成し、原案に対しては反対の立場からの私の意見とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

まず、里川議員ほか1名から提出されました修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立少数であります。

よって、修正案は否決いたしました。

次に、原案について採決いたします。

原案について、賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第8号については、賛成多数で原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第9号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第10号 平成26年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第11号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第12号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第13号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

14番、木澤議員

○14番（木澤正男君） それでは、議案第13号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から意見を申し上げます。

後期高齢者医療制度については、設立当初から反対し、制度自体廃止にするべきだという立場をとってまいりました。世界でも類を見ない、年齢によって医療が差別される制度となっており、保険給付費がふえると自動的に保険料が上がる仕組みになっています。制度が設立され、今回で3回目の保険料見直しとなりますが、均等割では、44,200円から44,700円に、また、所得割では、8.1%から8.57%へと引き上げられます。

超高齢化社会の中で、毎年毎年、75歳以上の方がふえており、被保険者の負担はふえる一方です。しかし、その一方で、年金給付は下がり続けており、高齢者からは、生活していけないと悲鳴の声が上がっています。

今、再び、自民公明政権に変わり、民主党政権のときには廃止すると言っていたこの制度を継続するという方向が示されていますが、私は、こんな高齢者いじめの制度ははっきりと廃止し、長生きすることを本当に喜べる制度として、医療制度全体を見直すべきだと考えます。日本よりも経済規模は小さい国で、年齢を問わず全国民の医療費を無料にし、社会保障を充実している国があるのに、日本で同じようなことができないはずがないと思います。

根本的には、政府の考え方や制度のあり方に大きな問題があり、町におかれては、広域連合にかかわって業務をされているだけだということは理解していますが、住民負担増となる平成26年度のこの特別会計については、これまでと同じように反対の立場をとらせていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

7番、嶋田議員

○7番（嶋田善行君） 議案第13号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から意見を申し述べます。

先ほど反対者もおっしゃったように、後期高齢者医療制度は県内の全ての市町村で構成された広域連合が運営主体であり、保険料改正についても広域連合の議会の議決を経て決定されたものであります。

斑鳩町は、法令の規定により事務執行を行っており、特段に反対する理由もないこと

から、本特別会計に賛成するものであります。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第13号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第14号 平成26年度斑鳩町水道事業会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第15号 斑鳩町公共下水道施設を安堵町住民の利用に供することについてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、認定第1号 町道認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、満場一致で認定いたしました。

続いて、陳情第1号 安全・安心の保育運営を求める陳情書についてを議題といたします。

委員長報告は、本陳情書の要望事項の1番目、町内に保育所をもう1つふやすことについては趣旨採択、要望事項の2番目、1歳児の保育士配置割合を以前のように5対1に戻すことについては不採択であります。

よって、要望事項のそれぞれについて、順にお諮りをいたします。

まず初めに、要望事項の1番目、町内に保育所をもう1つふやすことについて、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり趣旨採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号の要望事項の1番目については、満場一致で趣旨採択いただきました。

次に、本陳情書の要望事項の2番目、1歳児の保育士配置割合を以前のように5対1に戻すことについて、委員長報告どおり不採択とすることについては、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よって、これより討論を行います。

初めに、委員長報告どおり不採択とすることに反対の議員の意見を求めます。

14番、木澤議員

○14番(木澤正男君) それでは、陳情第1号 安全・安心の保育運営を求める陳情書について、委員長報告に対し反対の立場から意見を申し上げます。

先ほど議長も確認いただいたように、この陳情の中で要望項目が2つあげられており、そのうちの1点目の町内に保育所をもう1つふやすという項目については、町長からも民間の活力を、民間の力を活用するという方向で、平成26年度で交渉し、27年度で設置できるよう努力していきたいという方向性も示され、厚生常任委員会でも町の姿勢を確認し、この項目は趣旨採択という形をとられており、その点については私も異論はございません。いろいろな形で工夫していただき、町内に保育所をふやし、待機児童の解消や詰め込みになってしまっている保育園の現状を改善して行ってほしいと思います。

2点目の保育士の配置割合を5対1に戻すという要望項目については、厚生常任委員会での審議結果は不採択となっており、この点についても私は、保護者の願いを受けとめ、その趣旨を採択していくべきだと考えます。

委員会での議論をお聞きしますと、以前は県の補助があったが、現在補助は廃止されており財政的に厳しい点や、また、保育士の数が社会的にも不足しており保育士の確保が難しいという点については、よくわかります。毎年担当課のほうでご苦労されており、

何とか保育士を確保し園の運営に努めておられる、そのご労苦には私も保護者の1人として感謝をしています。ただ、現在のあわ保育園の現状を見ていますと、やはり、いつ事故が起こるかと思うような状況の中で運営されており、保育園の保護者を中心としたこの声はもっともなものだと感じています。現在、あわ保育園では、1歳児の部屋を、人数が多いので2つに分けて保育をするというような形もとっておられますが、やはり、1つの部屋に多数の1歳児がいるという状況の中で、安全・安心の保育運営、保育を行っていかうと思えば、保育士の配置割合をふやし、1人の保育士に対して、1人の保育士が見るべき子どもの数を減らしていく、このことが大事だと思います。

また、委員会の中で、国が保育のあり方について現在議論をしていることにも触れておられました。その中で、町長は、国の基準として示されればそれに基づいて運営をしていくという町の姿勢を示しておられました。この点では、国が充実する基準を示してくれば問題はないのですが、そうならなかった場合でも、町として、福祉は後退させないという町の姿勢を堅持していただきたいと思います。

そうした立場から、私は、2点目については、この趣旨を採択し、国、県にもしっかりと働きかけながら、保育士の割合を5対1に戻していくという姿勢を町がぜひ持っていただきたいと思います。

来年度、平成26年度の中で、子ども・子育て新制度の計画をつくっていくという取り組みがありますが、その中でもしっかりと保護者の意見を聞いて前向きに取り組んでいていただきますよう強く要望いたしまして、陳情書の委員長報告に対して反対の立場からの私の意見とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 次に、委員長報告どおり不採択とすることに賛成の議員の意見を求めます。

5番、伴議員

○5番（伴吉晴君） 陳情第1号 安全・安心の保育運営を求める陳情書の2点目の1歳児の保育士設置割合を以前のように5対1、1歳児5人に対し保育士1人に戻すことについて、不採択とすることに賛成とする立場から意見を述べさせていただきます。

現在、町立保育園の1歳児クラスでは、1歳児6人に対し保育士1人の6対1での配置をされております。この配置割合は、県の条例で定める基準に基づいた配置になっております。

確かに、数年前まで国の基準を超える保育士の配置がなされていた時期がありました。それは、県からの補助金が交付される前提のものであります。そして、町独自の

施策として、各クラスが複数担任となるよう保育士の配置を行われており、クラスによって基準以上の対応になっていることや、早期保育担当や延長保育担当の保育士を活用し、必要に応じて各クラスの支援に入るなどの対策がとられており、園児の増加に対応すべく最大限の努力をされて運営がなされております。

主に、保育士の配置割合の問題は、陳情者が要望されているように、子どもたちにとっては保育士が1人でも多く配置されるほうがよいとは思いますが、保育士の確保が困難であることや将来の町の財政を考えると難しいと言わざるを得ません。

また、町においては、町内の保育サービスの充実について、社会福祉法人や学校法人の誘致による認可保育園設置等の多様な主体による保育園の設置をさまざまな角度から検討すると方向性が示されておりますことをつけ添えさせていただき、陳情第1号 安全・安心の保育運営を求める陳情書の第2点目、1歳児の保育士割合を以前のように5対1、1歳児5人に対し保育士1人に戻すことを不採択することに賛成するものであります。

議員の皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

賛否両論でありますので、これより採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、不採択です。

したがって、原案について採決いたします。

本陳情書の要望事項の2番目についてを採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立少数であります。

よって、陳情第1号の要望事項の2番目については、賛成少数で不採択とすることに決しました。

ここでお諮りいたします。

皆さまのお手元に配布いたしております、追加日程1、議案第16号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、追加日程2、発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程1、議案第16号、追加日程2、発議第1号を日程に追加し、日程

の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程 1、議案第 16 号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長(乾善亮君) 議案第 16 号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、消防団員の処遇の改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 26 年政令第 56 号)が、平成 26 年 3 月 7 日に公布され、本年 4 月 1 日から施行されますことから、本日の最終日に追加上程をさせていただくものでございます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第 16 号

斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第 149 条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成 26 年 3 月 25 日 提出

斑鳩町長 小城 利重

次に、この議案書の最後のページの要旨をご覧いただきたいと思います。要旨の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に
関する条例の一部を改正する条例(要旨)

消防団員の処遇の改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 26 年政令第 56 号)が、平成 26 年 4 月 1 日か

ら施行され、退職報償金が引き上げられることから、所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

退職報償金の支給額を、団員で勤続年数が5年以上10年未満は、5万6千円を引き上げ、それ以外は一律5万円を引き上げます。

別表でございます。退職報償金支給額表（第2条関係）では、階級、勤続年数ごとの退職報償金額を、また、括弧内は改正前の支給額をお示しをしております。

次に、2つ目の付則関係でございます。（1）の条例の施行期日でございますが、この条例は平成26年4月1日から施行をします。（2）は、経過措置についてでございます。この条例による改正後の斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によります。

以上、議案第16号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり議決をいただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第16号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第16号について、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、追加日程2、「手話言語法」制定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番 里川委員長

○13番（里川宜志子君） 先刻委員長報告で申しあげましたように、委員の一致した意見がございましたので、委員会として発議をさせていただきたいと思っております。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第 1 号

「手話言語法」制定を求める意見書について

標記について、地方自治法第 109 条第 7 項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成 26 年 3 月 25 日提出

厚生常任委員会

委員長 里川 宜志子

意見書の文案を読み上げさせていただきます、提案説明とさせていただきます。

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006（平成 18）年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成 23）年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、斑鳩町議会は国会及び政府に対し、下記事項を講じるよう強く求めます。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 3 月 25 日

以上のように提案をさせていただきます。

皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については、満場一致をもって可決いたされました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第1号の可決により、陳情第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書については、採択されたものとみなします。

次に、日程5、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手許に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくお願いをいたします。

続いて、日程6、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

ここでお諮りいたします。

皆さまのお手許に配布いたしております追加日程3、研修会への参加派遣についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程3、研修会への参加派遣についてを日程に追加し、審議することに決しました。

それでは、追加日程3、研修会への参加派遣についてを議題といたします。

研修会への参加派遣について、斑鳩町議会会議規則第130条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第19条の規定により、お手許に配布いたしております計画書のとおり、研修会派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

参加派遣計画書のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、研修会への参加派遣については、満場一致をもって承認いただきました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長(小城利重君) 平成26年第1回町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、斑鳩町空き地の適正管理に関する条例についてなど、20議案を提出させていただき、また、本日、追加議案として、斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを提出させていただきましたところ、議員皆さんには、去る3月3日から本日までの23日間にわたり、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても温かいご配慮により原案どおり承認賜りました。

ことに対しまして、深く感謝を申しあげますとともに、厚くお礼を申しあげます。

諸施策の推進にあたりましては、職員ともども一丸となって町政運営に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申しあげます。

彼岸も過ぎましたが、まだまだ肌寒い日や天候不順の日が続きますので、議員の皆さま方にはくれぐれもお体をご自愛くださいますようご祈念申しあげ、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって、平成26年第1回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（ 午後 0時 0分 閉会 ）